

第 27 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和4年9月12日

第27回農業委員会（総会）

令和4年9月12日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第21号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第22号
農地変更届出について（報告）
- 第 4 議 第33号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 5 議 第34号
農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	13 番	中村 好明	14 番	堀 祐子

・会議に欠席した委員

9 番	木下 範明	12 番	横江 吉美
-----	-------	------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	10 番	葛原 孝博

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第 27 回農業委員会総会を開催いたします。

 庁舎内は、冷房中ではありますが、コロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

 また、庁舎内でのマスク着用、休憩後、委員会室入室時には、再度アルコール消毒を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

 なお、会議途中で、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

 本日、9 番 木下範明委員、11 番 小川雅嗣委員、12 番 横江吉美委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中11名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願いいいたします。

会長 みなさま、ご苦勞様でございます。本日総会ということで、みなさまお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

 稲刈りの方は、早い品種はほぼ刈り取りがされたと思います。遅い品種はこれから一週間後位かと思いますが、稲刈りが始まります。まだ暑い日が続きますので体調管理を徹底していただきますよう、よろしくお願いいいたします。

会長 ただいまから、第 27 回草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います。

 それでは、これより日程に入ります。

 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、議席番号 4 番 横江岩美委員、議席番号 8 番 木村幸夫委員以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第 2 報告第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届

出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは報告第21号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。

議案書は、2ページです。

番号1番は、京都市内で酒類の卸売業を営む、譲受人が露天駐車場を目的として、譲渡人3名が共有する草津町地先の田1筆1, 209㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、南側の道路高に合わせて、70cm程度の盛土を行われます。

土留工として、高低差の生じる南側には擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、申請地西側に雨水枡を設け、南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・用悪水路・道路であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、草津市内で不動産業を営む、譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の畑1筆575㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、周囲の道路高より高いため、約70cm程度の切土を行われます。

雨水排水は、敷地北西に設置する雨水枡から西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地・道路であるため、隣地承諾が必要な農地はございません

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は8月5日付けにて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきます

すよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第21号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第22号「農地変更届出について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 次に報告第22号農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。
今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、届出人が、本人が所有する駒井沢町地先の田1筆896㎡について変更届を提出されました。

届出地は、形状を変えず現状のまま、畑として利用されます。

申請地の周囲は、宅地・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

今後も現状のまま自己消費用の野菜を栽培されるとのことであります。

なお、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、本届出につきましては、8月22日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第22号を終わります。

会長 次に、日程第4 議第33号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 続きまして議第33号農地法第4条第1項の規定による申請について説明

させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、3件です。議案書は4ページです。

番号1番と2番は、関連案件でございます

番号1番について説明いたします。

番号1番は、申請人が露天資材置場として、本人が所有する上笠一丁目地先の田1筆49㎡を転用されようとするものです。

申請人は、自宅前の道路幅が狭隘であることから、道路用地として住宅用地の一部を今回、寄付される予定であり、その底地に立っている資材倉庫を解体せざるを得ず、資材の置き場が確保できなくなるため、今回の申請がなされました。

申請地は、造成等、特に行わず、草刈りの後に現状のまま使用されます。

隣接地は、地目田、現況畑・道路・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については造成工事等、行われないので問題なく使用されるものと判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、申請人が貸露天駐車場として本人が所有する上笠一丁目地先の地目田、現況雑種地1筆49㎡を転用されようとするものです。

申請地は、神社の駐車場として既に利用されており、顛末書を添付のうえ申請をなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は、地目田、現況畑・道路・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許

可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3番について説明いたします。

番号3番は、申請人が露天駐車場として本人が所有する下笠町地先の地目田、現況雑種地1筆198㎡を転用されようとするものです。(自己用)

申請地は、故人である申請人の父が法の無知から、20年ほど前に造成を行い、駐車場として今日まで利用されてきたもので、今回、顛末書を添付のうえ申請されました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は田・宅地・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上、3件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号7番委員お願いします。

7番

現地確認に行っていました。1番につきましては、事務局から説明のあった通りでございます。隣地承諾も得られておりますので何の問題もないと判断いたしました。

2番につきましては、顛末案件でございます。事務局から説明があった通り何の問題もないと判断いたしました。

3番につきましても、顛末案件でございます。事務局から説明があった通り何の問題もないと判断いたしました。以上よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第33号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第33号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第5議第34号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から12番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

続きまして、議第34号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、12件です。議案書は5ページから10ページです。

番号1番について説明します。

番号1番は、守山市内で建築業を営む借受人が店舗として貸渡人の所有する岡本町地先の田1筆217㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

申請人は、湖南一帯、とりわけ草津市で数多くの分譲住宅の造成、建築を行っている土木建設業者であり、今回、新たな事業としてスポーツ用品店の出店を計画され、申請人の代表取締役こと個人が所有する申請地を適地とし、本申請をなされました。

申請地は、南側の進入路に合わせ、30cm程度の盛土を行われますが、隣接地と高低差が生じないため、土留め工はなされません。

雨水排水は、申請地南側に向けて勾配を設け、新設する雨水桝から、既に雑種地である本計画の駐車場用地を通り、西側の市道側溝へ放流されます。

隣接地は、田・雑種地であり、農地の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番と3番は関連する案件ですので併せて説明します。

番号2番は、1番と同じ守山市内で土木建設業を営む借受人が露天造園資材置場として、貸渡人の所有する、岡本町地先の田1筆780㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

番号3番は、番号2番と同じく、譲受人が貸露天造園資材置場として、譲渡人の所有する、田1筆33㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

番号2番は、法人とその法人の代表取締役こと個人との賃貸借であり、番号3番は個人と番号2番の代表取締役との売買です。

申請地は、隣接地で1番と2番の借受人である建設業を営む法人が資材置場として利用している土地の隣接地であり、事業拡大に伴い、資材置場が手狭になったことから本申請をなされました。

申請地は、最大で20cm程度の盛土を行われますが、隣接地と高低差が生じないため、土留め工はなされません。

雨水排水は、敷地の北側2か所に雨水枡を設置し、敷地内に新設する水路を通じて、北西側の水路に放流されます

隣接地は、田・雑種地であり、農地の所有者、耕作者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

6ページをご覧ください。次に番号4番について説明します。

番号4番は、鉄道建設を営む法人こと借受人が工事用通路、露天資材置場として貸渡人2名が所有する南笠町地先の田1筆69㎡、地目田、現況畑1筆49㎡計118㎡を賃貸借にて借り受け、一時転用されようとするものです。

議案書には一時転用の記載が漏れていたため、追記をお願いいたします。

申請人は、主に大阪市内で鉄道にかかる土木、建設業を営んでおり、現在、近畿圏内の線路の法面補強（防災）工事を請け負っておられます。

申請地隣接の鉄道用地にて、法面の補強作業を行うことから本申請をなされました。

申請地は、造成工事等はなく、鉄板を敷き、土地利用を図られます。

造成工事がないため、雨水排水も従来の自然流下で検討されております。

隣接地は、水路、道路、鉄道用地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外であり、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号5番について説明します。

番号5番は、大津市内で不動産業を営む法人こと、借受人が露天駐車場として、南山田町地先の田1筆59㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請地は、里道として、市所有で登記されておりましたが、その機能は既に無く、田の一部になっていたことから、去る8月に市から払い下げを受け、続けて本申請がなされました。

図面をご覧ください。本案件は7月に議第26号、番号3番でご審議いただいた案件の一部として同様の土地利用が図られます。

先に許可されたものと一帯的に造成されるため、再度、全体の土地利用について説明いたします。

申請地は、北側道路高に合わせ、50cmから60cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる南側から西側にかけて土留め工として、擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地北側に土地の勾配を付け、北側に新設する雨水桝を通じて、道路側溝へ放流されます。

申請地の周囲は、水路・道路・田であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号6番について説明します。

番号6番は、譲受人が専用住宅として、譲渡人の所有する南山田町地先の田1筆220㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、南側の市道高に合わせるよう、全体的に30cm程度の切土をされます。

雨水排水は、敷地の南側に新設する敷地内側溝を通じて北側に水を流し、北側の水路へ放流されます。

申請地の周囲は、田・宅地・道路・水路であり、農地の所有者からは隣地

承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、融資証明書があるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

7ページをご覧ください。

次に番号7番について説明します。

番号7番は、市内で土木建設業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人2人の所有する南山田町地先の田2筆計3,716㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人はかねてより、事務所近傍で資材置場の所有を希望されており、今回、申請地の売買の話がまとまったため、本申請をされました。

申請地は、北側には市道が接しておりますものの、道路が狭隘で、住居が近接するため、別途、南側の隣接資材置場（他社所有）から通行同意を得て、同敷地を介して南側の市道から資材搬入を行うとされています。（通行同意については、事務局から直接、同意者に確認をさせていただいています。）

このことから、南側の既設資材置場の地盤高に合わせるように全体的に70cm程度の盛土をされます。

高低差が生じる、北側には擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、西側の河川へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・田・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書があるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

次に番号8番について説明いたします。

番号8番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人4人の所有する川原町地先の田5筆計4,506㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内で土木建設業営む企業の代表取締役です。

申請人は、市内8箇所に駐車場を分散して賃貸借しており、まとまった土地に集約して駐車場の確保を検討していたところ、自宅から近傍の土地で売買の話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせるよう全体的に60cm程度の盛土をされます。

隣接の田の畔を復旧するとともに、敷地境界に側溝を設けることから、高低差の生じる箇所はありません。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、北側、南側に新設する水路を通じ、東側の水路と、西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は道路・田・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳の写しがあるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

8ページをご覧ください。次に番号9番について説明いたします。

番号9番は、譲受人が住宅進入出の道路として、譲渡人の所有する川原三丁目地先の田1筆7.37㎡を交換にて取得し、転用されようとするものです。

申請人の住宅は、申請地西側に位置しておりますが、進入路の幅員が4m以下と狭隘です。

今回、隣接土地が開発されることになり、開発地の市道側に一部公衆道路を所持していたことから、公衆道路と申請地を交換して、進入路の幅員を拡幅されることになり、本申請がなされました。

申請地は、南側の公衆用道路に合わせるよう10cm程度の盛土をされます。

高低差の生じる箇所はありません。

雨水排水は、東側水路方面へ自然流下となります。

隣接地は公衆用道路、田であり、農地の所有者は申請者であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、交換契約書あり、費用負担については譲渡人の開発工事とともに造成されることからございません。

以上のことから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号10番について説明いたします。

番号10番は、大津市内で自動車小売業および自動車修理業を営む譲受人が自動車小売業および自動車修理工場として、譲渡人の所有する新堂町地先の田1筆892㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、大津市内で自動車販売及び修理業を営んでおられますが、事業拡大に伴い、新規出店地を湖南地域で探していたところ、申請地の売買交渉がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせるよう全体的に60cm程度の盛土をされます。

高低差の生じる北側には擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、西側に新設される雨水枡から西側水路へ放流されます

隣接地は道路・田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に新堂中学校、草津ハートセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、残高証明書、融資証明書があるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

次に番号11番について説明いたします。

番号11番は、守山市内で不動産業および土木建設業を営む譲受人が露天駐車場および露天資材置場として、譲渡人2人の所有する新堂町地先の田2筆計3,088㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産業と土木建設業を営んでおり、湖南地域一帯で宅地分譲、造成を行っておられ、事業拡大に伴い本申請地の売買協議がまとまったことから本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせるよう全体的に50cm程度の盛土をされます。

高低差の生じる北側、東側には土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、西側に新設する雨水桝を通じ、西側の水路へ放流されます

隣接地は道路・田・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に新堂中学校、草津ハートセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、融資証明書があるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

なお、申請人は、近年露天資材置場および露天駐車場（令和3年12月許可、令和4年6月許可）を周辺で確保されておりますが、別途、不動産貸付業も行っておられ、同敷地を他事業者等に貸し付けて使用されていることを確認しております。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

9ページ、10ページをご覧ください。

次に番号12番について説明いたします。

番号12番は、借受人である草津市（歴史文化財課）が仮設道路の設置に係る一時転用として、貸渡人計11人が各々の持ち分で所有する芦浦町地先の田4筆計3,091㎡を賃貸借にて借り受け、6年間、一時転用されようとするものです。

申請地の隣接地には、国指定の史跡等があり、重要文化財となっている建造物等の改修工事の車両の通行用に供するため本申請がなされました。

申請地は、南側道路高に合わせ通行部50cm程度の盛土をされます。

雨水排水は、申請地内に素掘り水路を設け、そこから南側の流域は道路側溝へ、北側の流域は史跡の堀へ放流されます。

隣接地は、道路・田・水路・畑・墓地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、予算書があるため事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお今回、議案番号7番、8番、11番、12番は各々3,000㎡を越える転用許可申請であることから、9月13日に県農業会議審議委員による現地調査の後、9月16日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

以上12件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号1番委員お願いします。

1番

8月12日、1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、周辺の承諾も得られておりますことから何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号4番の案件につきましては、私こと、議席番号3番委員が説明いたします。

8月6日、3番推進委員さんと申請者の方3名で現地確認を行いました。事務局から説明がありました通り、隣接している農地もなく何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 番号5番から7番までの案件につきましては、議席番号6番委員お願いします。

6番 5番の案件につきましては、事務局から説明がありました通り、何の問題もないと判断いたしました。

6番の案件につきましては、事務局から説明がありました通りで、隣接する農地にも何の問題もないと判断いたしました。

7番の案件につきましては、事務局から説明がありました通りでございます。明日9月13日の県の現地調査にわたしも午前中立ち会う予定になっております。よろしく願いいたします。

会長 番号8番から11番までの案件につきましては、議席番号8番委員お願いします。

8番 8番の案件につきましては7月17日、8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通りでございます。

9番の案件につきましては7月29日、現地確認を行いました。こちらも事務局から説明がありました通りでございます。

10番の案件につきましては7月28日、現地確認に行ったのですが、耕作をされている方がまだ解除の報告を受けていないということでしたので、保留にしましたところ、7月30日に解除の報告を受けたとの連絡が入りましたので、確認し判を押ささせていただきました。

11番の案件につきましては7月16日、現地確認を行いました。こちらも事務局から説明がありました通りでございます。以上何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 番号12番の案件につきましては、議席番号10番委員お願いします。

10番 10番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありました通りでございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第34号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から12番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第34号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から12番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時27分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和4年9月12日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 横江 岩美 _____

署名委員 木村 幸夫 _____